

4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

令和7年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R7. 6. 17 (6月定例会)	職員の育児休業等に関する条例の一部改正	・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の部分休業等に関し必要な事項を規定	異議なし
	特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正（職員退職手当条例）	・ 指定金融機関における小切手の発行受付の終了に伴う規定の整理	異議なし
R7. 11. 17 (11月定例会)	職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正	・ 月例給 3.38%引上げ ・ 特別給 0.05月分引上げ（支給月数 4.65月へ） ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴う教職調整額等の改定	妥当
R8. 2. 18 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正	・ 地域手当の支給割合の改定等にかかる規定の整備 ・ 部長級以上の給料表及び昇給の見直しにかかる規定の整備 ・ 勤勉手当の基礎額の見直しにかかる規定の整備 ・ 管理職員特別勤務手当の支給要件拡大にかかる規定の整備等	妥当